

川口市の財政状況

はじめに

本市では様々な財政健全化に取り組み、平成26年度以降、市税の徴収強化に取り組んだ結果、25年度の市税全体の収納率は90.6%でありましたが、30年度には96.6%と6.0ポイント向上し、市税収入額についても、25年度の約891億円から30年度の約963億円へと、約72億円の増収をみたところであります。

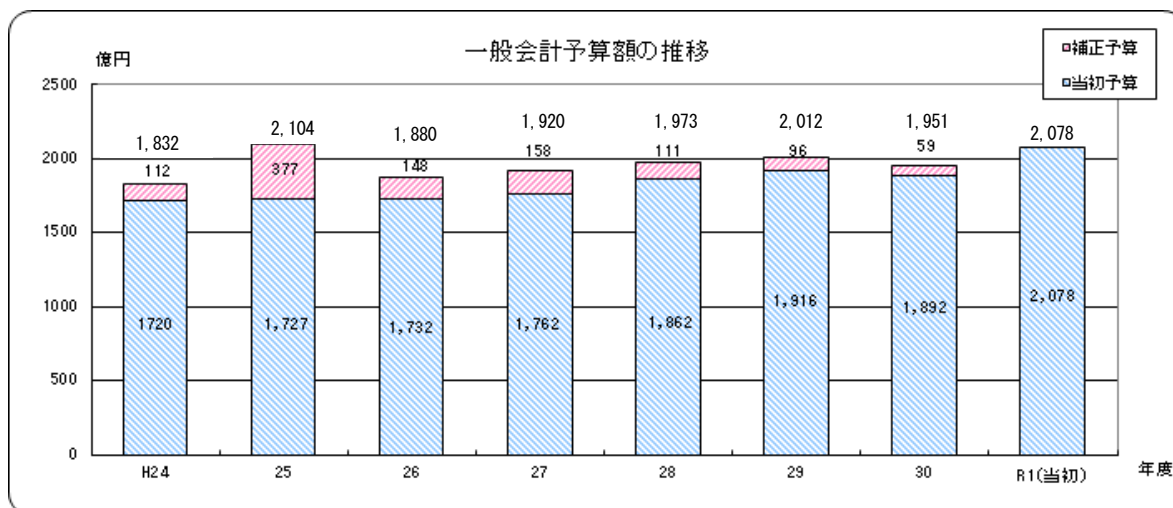
また、市有地の積極的な売却により、財源を確保し、基金を効果的に活用するなど、財政の健全化を強力に推し進めております。

しかしながら、本市においても、他地方公共団体同様、扶助費や公共施設の老朽化に伴う維持補修費などの経常経費の伸びにより、財政構造の弾力性は徐々に失われており、「選ばれるまち川口」実現のためには、更なる行財政改革を行い、財政規律の徹底、新たな財源の確保など財政収支の改善を図り、第5次川口市総合計画に【将来都市像】として位置付ける「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」の実現に向け努力して参りますので、市民の皆様におかれましては、本市の財政状況をご理解頂き、引き続き市政へのご協力をお願いいたします。

1 予算額の推移

本市の予算規模は、扶助費等の義務的経費の増や、普通建設事業の増などを受け、拡大傾向にあります。平成25年度につきましては、第三セクター等改革推進債（232億）を活用し、土地開発公社の経営健全化を実施したことから、補正額が大きくなっています。

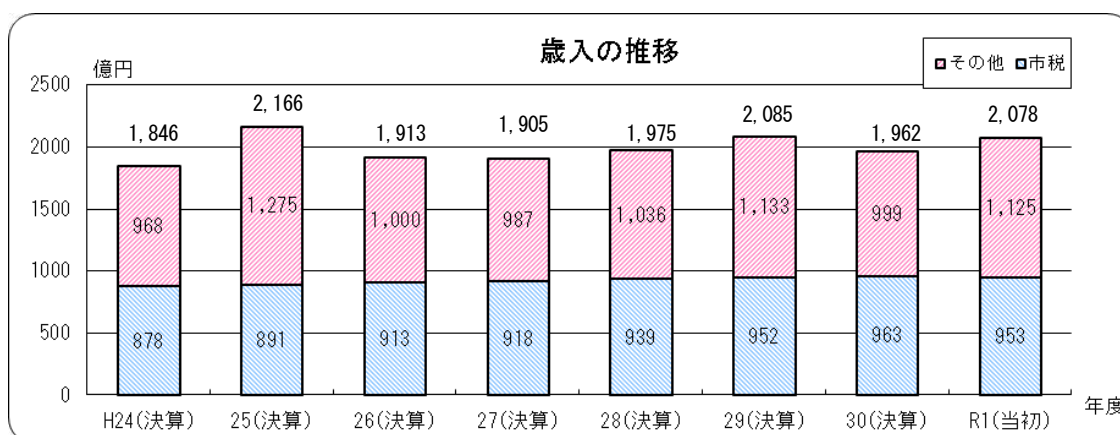
また、令和元年度につきましては、当初予算では過去最大の約2,078億円となっています。



2 回復傾向にある市税収の維持

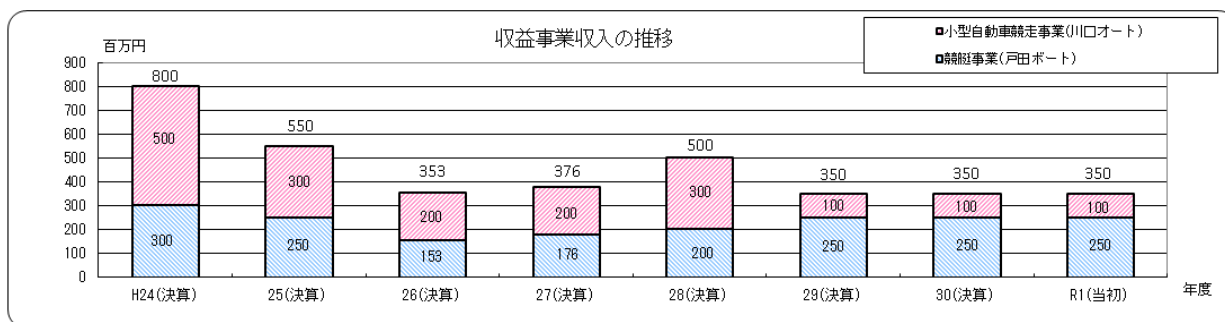
本市の歳入の根幹をなす市税は、平成20年度のリーマンショック、平成23年度の東日本大震災等の影響で落ち込んだ税収ですが、国の経済対策の効果や収納率の改善により、平成25年以降は回復傾向となっています。

今後も、市民の皆様には税負担を等しくお願いする中で収納率の向上に引き続き努めつつ、各種施策を講ずることで市内経済の好循環を図り、税収全体を伸ばす必要があります。



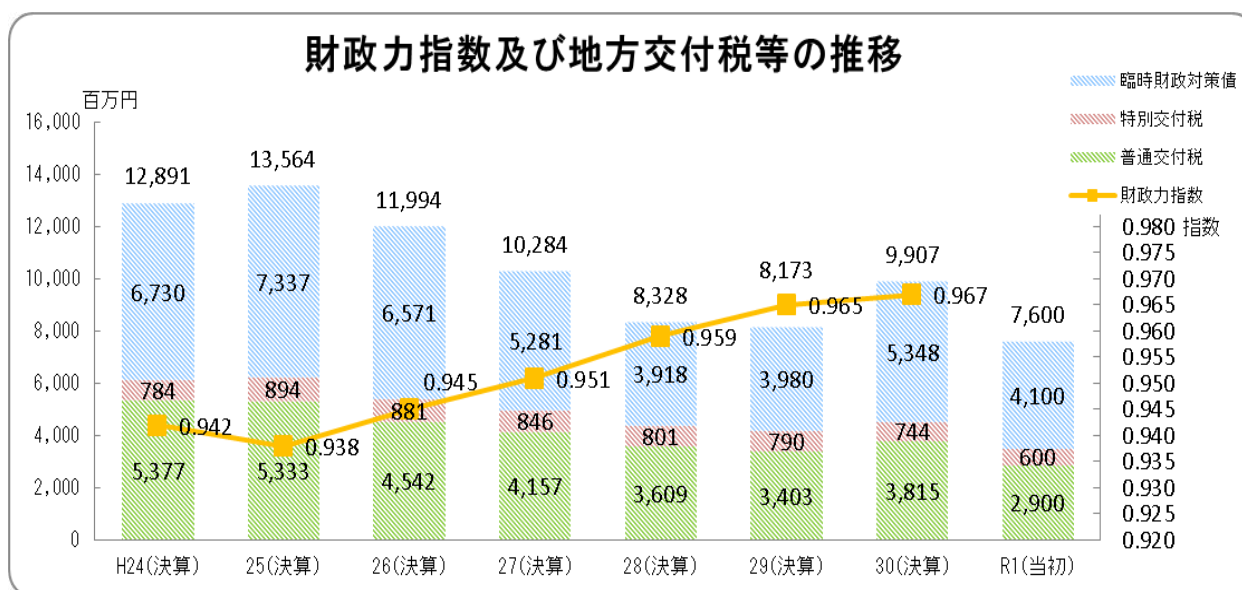
3 減少する収益事業収入

貴重な財源の一部である小型自動車競走事業や競艇事業等の収益事業収入は、平成3年度には、約94億円ありましたが、娯楽の多様化やファン層の高齢化等による影響もあり、減少傾向にありました。今後も収益事業については、本市のみならず全国的に非常に厳しい状況が続くことが見込まれますが、オートレースのナイト開催などにより収益増に取り組んでいます。



4 財政力指数と地方交付税

地方公共団体の財政力を示す指標として、「財政力指数」があります。これが1を超える団体は、標準的な事務を行う力があるとされますが、単年度で1を下回る団体は、財源不足を補うため国から普通交付税が交付されます。合併前の川口市では、平成18年度から4年間、普通交付税の不交付団体でしたが、平成22年度から再び交付団体となり、平成24年度以降、鳩ヶ谷市との合併算定替による加算も加わり、毎年度、交付団体となっています。



※**財政力指数**とは、普通交付税算定の際の基準財政収入額を基準財政需要額で割った値で、各年度に積算された数値の過去3年間の平均値になります。

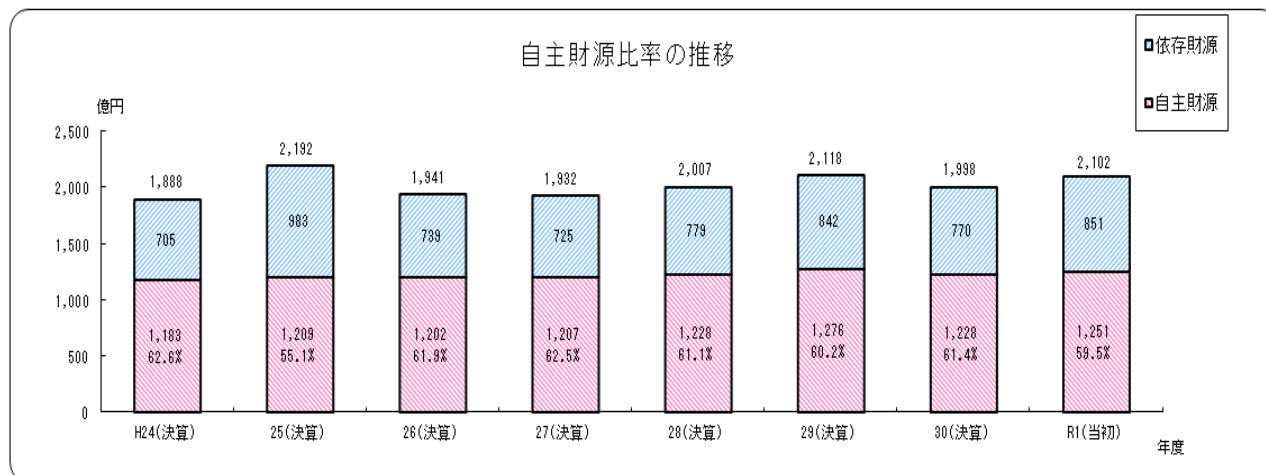
※**地方交付税**とは、財源の地域的な不均衡を是正し、すべての地方公共団体が合理的かつ妥当な水準の行政を行えるように必要な財源を確保することを目的としているもので、普通交付税と特別交付税があります。国庫支出金とは異なり、用途について何らの制限も受けない、いわゆる一般財源となります。

※**普通交付税**とは、合理的な基準に基づき、地方公共団体が妥当な水準の行政を行うために必要とする額（基準財政需要額）と、標準的に徴収が見込まれる税収入等（基準財政収入額）を算定し、収入不足がある場合にそれを補うために、法人税、酒税、消費税などを財源として、各地方公共団体に対し、国から交付されるものです。

※**特別交付税**とは、普通交付税の補完的な機能を果たすもので、災害対応ほか、普通交付税の算定に反映できなかった、各地方公共団体の特別な事情を考慮して交付されるものです。

※**臨時財政対策債**とは、国が普通交付税として地方公共団体に交付すべき額のうち、交付税特別会計の借入金で対応してきた財源不足分の半額を赤字地方債に振り替えたもので、通常の地方債とは異なり、一般財源となります。

また、地方公共団体の行政活動の自主性と安定性を示す指標として「自主財源比率」があります。平成5年度には80%以上でしたが、増減を繰り返しつつ、平成25年度に一時的に、55.1%まで落ち込み（第三セクター改革推進債の発行による影響）、30年度では市税収入の回復等に伴い、61.4%となっています。



(普通会計ベース)

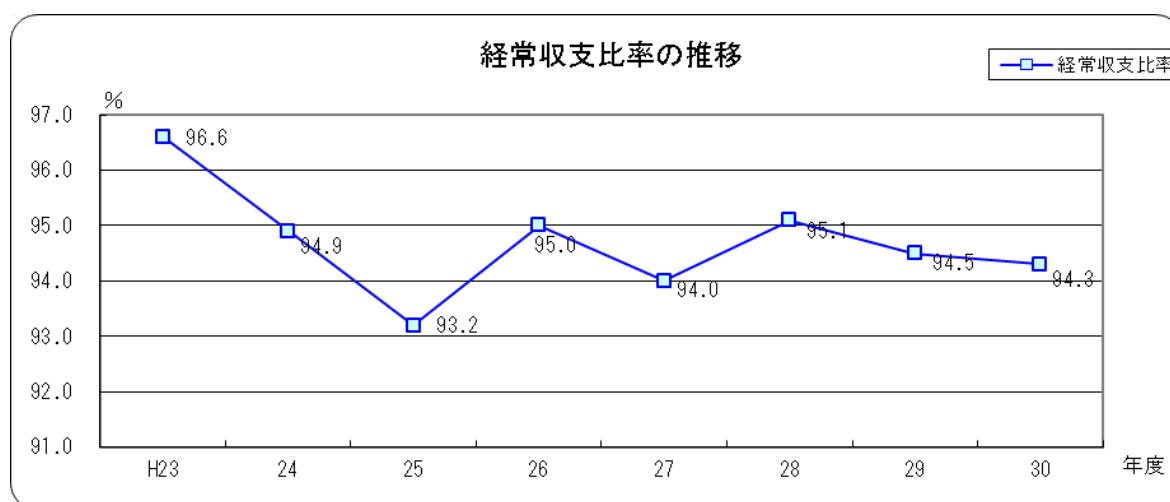
※**自主財源**とは、地方公共団体が自主的に収入する財源のことで、地方税、分担金及び負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入のことをいいます。

※**依存財源**とは、国・県から交付・割当てられる収入のことで、地方交付税、国庫・県支出金、地方譲与税、地方債などのことをいいます。

※**自主財源比率**とは、歳入総額に占める自主財源の割合です。

5 硬直化する財政構造

地方公共団体の財政構造の弾力性を測る比率として経常収支比率があります。これは、人件費、扶助費、公債費等の毎年経常的に支出する経費に、地方税、地方交付税等の経常一般財源収入が、どの程度充当されているかをみるもので、数値が高いほど、その地方公共団体は弾力性を失いつつあるといわれています。本市の場合は、少子高齢化社会などによる社会情勢の変化による扶助費の増加や民間活力の有効活用等による物件費の増加などから、90%を超えて推移しているものの、直近3か年では、若干の改善傾向が見られます。



(普通会計ベース)

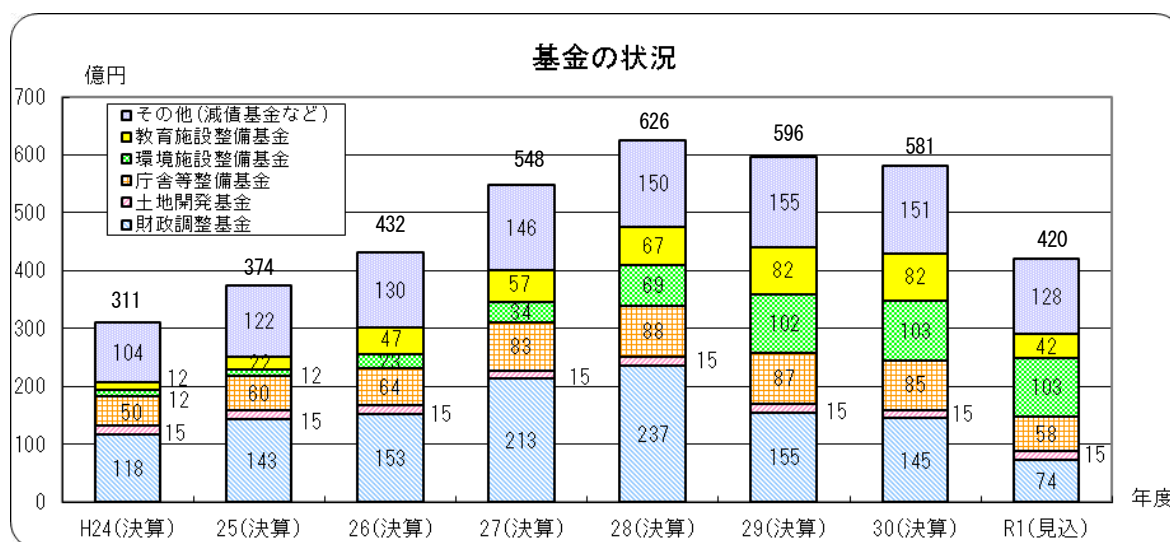
※**扶助費**とは、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者総合支援法等に基づき被扶助者に対して支給する費用及び地方公共団体が単独で行っている各種扶助の支出額です。

※**経常経費**とは、人件費、物件費、維持補修費、扶助費、補助費等、公債費を指します。

※**経常一般財源**とは、毎年連続して経常的に収入される財源のうち、その用途が特定されず、自由に使用しうるもので、市税、地方譲与税、地方特例交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、普通交付税、交通安全対策特別交付金、負担金、使用料、手数料、財産収入及び諸収入のうち用途が限定されないものを指します。

6 基金の状況

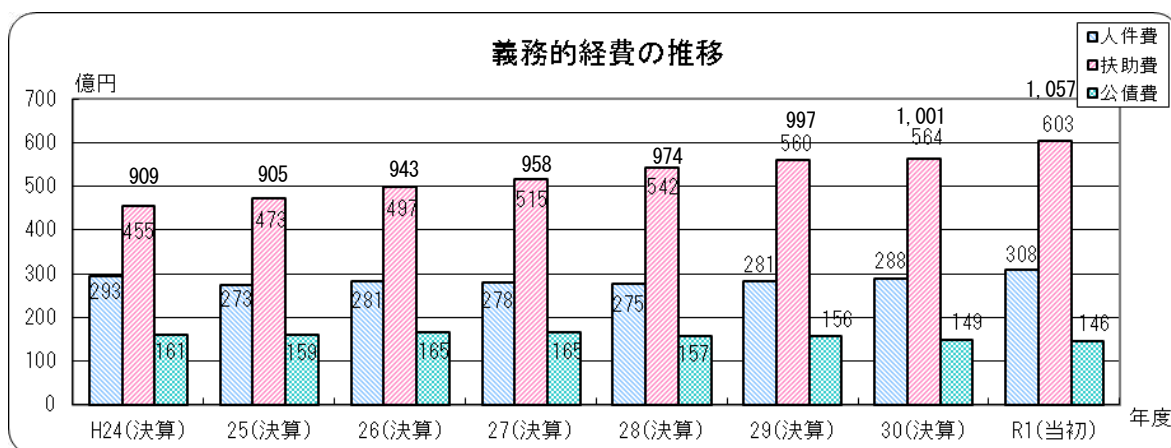
基金には、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立てるものと、特定の目的のために定額の資金を運用するものの2種類があり、本市では現在19の基金が、それぞれの目的に応じて設置されています。例えば、財政調整基金は、予算編成時の財源不足の補填、災害時などの対応に備えるもので、庁舎等整備基金や教育施設整備基金については、引き続き、新庁舎建設や川口市立高等学校の建設に順次充当していきます。全体の残高は、平成30年度末では約581億円となっております。基金は、預金等で運用されています。



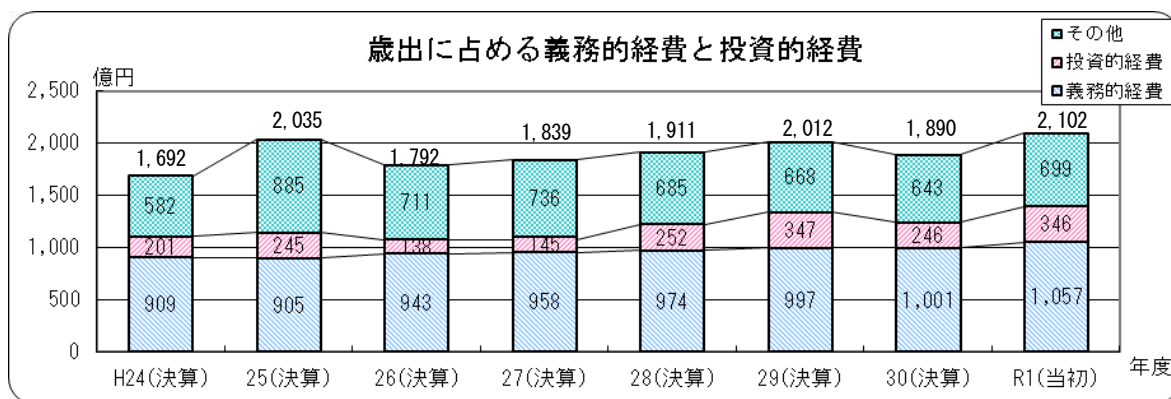
(特別会計を含む全会計における基金の額)

7 増え続ける義務的経費

義務的経費とは、人件費、扶助費及び公債費の3つのことで、支出が義務づけられている経費のことです。人件費は地方公共団体が存立する限り経常的に支出しなければならず、扶助費は生活保護をはじめとして大部分が法令の規定により支出が義務づけられており、公債費は地方債の償還に要する経費であって、いずれも任意に節減できない経費です。一般的に歳出全体に占める義務的経費の比率が低い程財政は弾力性があり、高い程硬直化しているといえます。本市の場合、平成30年度は、平成24年度との比較で、人件費は1.7%の減少、扶助費は24.0%の増加、公債費は7.5%の減少となっています。



(普通会計ベース)



(普通会計ベース)

※**投資的経費**とは、その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックとして将来に残るものに支出される経費のことです。本市の場合は、普通建設事業費がこれにあたります。

※**その他**は、委託料・光熱水費・消耗品費などの**物件費**、他会計の不足を補うための**繰出金**、**負担金**・**補助金**などの**補助費等**、施設の**維持補修費**などです。

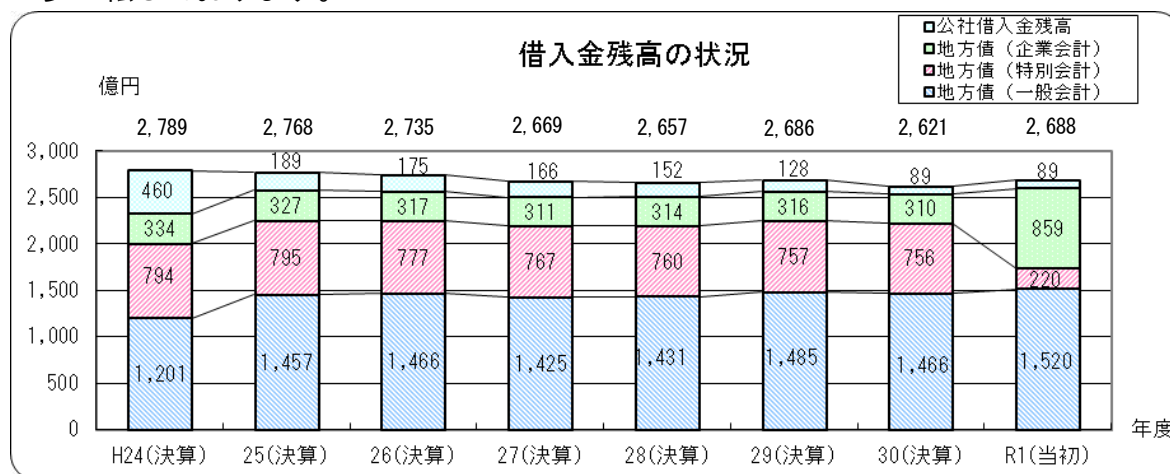
8 引き続き削減努力が求められる借入残高

地方債は、自治体が財源の調整を目的として行う「借金」で、その返済が一会計年度を超えて行われるものをいいます。地方債を活用することにより、「財政負担の年度間調整」や「世代間の負担の公平」を図ることができますが、翌年度以降、その償還のための支出を義務づけられることになるため、多くを依存することは将来の財政運営の健全性を保つ観点から好ましくありません。

本市の場合、平成30年度末の地方債残高は全会計で約2,532億円となっています。また、本市には公共事業用地の先行取得にあたり、川口市土地開発公社が行った民間金融機関等からの借入があります。これを含めた本市全体としての借入金残高は約2,621億円となっており、平成24年度末と比較すると約168億円減少しています。地方債残高は、土地開発公社の更なる経営健全化を進めるために活用した第三セクター等改革推進債の影響により平成25年度にピークを迎え、その後減少に転じ、現在は横ばい傾向にあります。今後も借入金の返済状況を勘案し、事業の選択を行い、将来計画を見据えた借入とする必要があります。

なお、土地開発公社については引き続き経営健全化計画を推進しており、借入金残高の減少に努めています。

土地開発公社借入金を含めた市全体としての長期借入金残高は、平成15年度をピークに減少に転じた後、鳩ヶ谷市と合併した平成23年度に一度増加したものの、その後は再び減少に転じております。



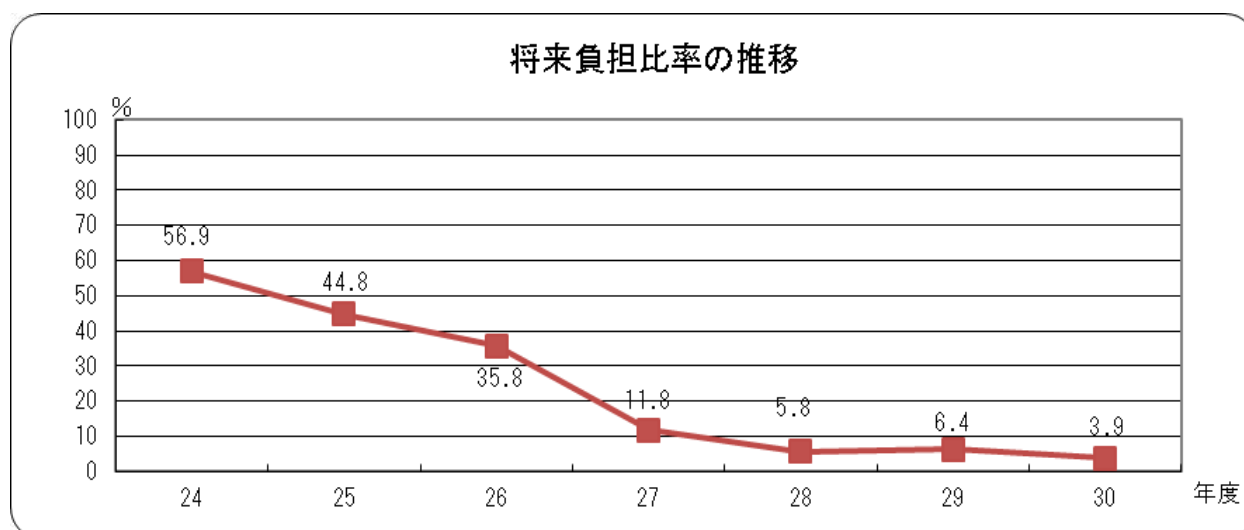
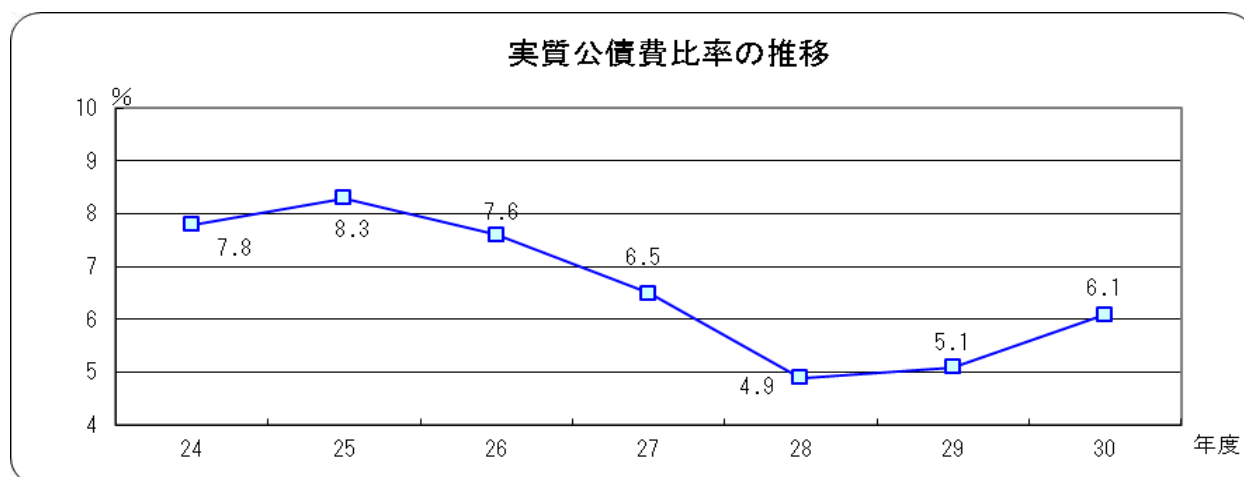
- ※ 表示された地方債残高は、元金のみで利息は含まれていません。
- ※ 特別会計とは、下水道事業（H30年度まで）、川口駅東口地下公共駐車場事業、土地区画整理事業、公共用地取得事業の各特別会計にて借り入れた額です。
- ※ 企業会計とは、水道事業、病院事業、下水道事業（R1年度から）の各企業会計にて借り入れた額です。
- ※ 令和元年度より、下水道会計が特別会計から企業会計に移行しております。（30年度末残高約547億円）
- ※ 地方債の借入先は、国の財政融資資金、地方公共団体金融機構、民間金融機関等です。

9 健全化判断比率について

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（自治体財政健全化法）が平成19年6月に成立し、すべての地方公共団体は毎年度、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標（健全化判断比率）と、公営企業会計ごとの資金不足比率を算定し、平成20年度決算から公表することが義務づけられています。

健全化判断比率のうち、いずれかが早期健全化基準以上の場合には、財政の状況が悪化した要因の分析の結果を踏まえ、必要最小限度の期間内に、実質赤字比率は実質赤字を解消すること、他の3つの健全化判断比率は早期健全化基準未滿とすることを目標として、議会の議決を経て、財政健全化計画を定めることになっています。

これまで各年度の決算にもとづき算定した各指標については、いずれも早期健全化基準【実質赤字比率：11.25% 連結実質赤字比率：16.25% 実質公債費比率：25% 将来負担比率：350.0%】を大きく下回っています。なお、実質赤字額、連結実質赤字額及び資金不足についてはこれまで生じていないことから、各比率は標記していません。



※**実質赤字比率**とは、市税等の一般財源をその支出の主な財源としている一般会計や一部の特別会計（一般会計等）について、歳出に対する歳入の不足額（実質赤字額）を、一般財源の標準的な規模を表す標準財政規模の額で除した比率です。これが生じた場合には赤字額の早期解消を図る必要があり、比率が高くなるほど赤字の解消が難しくなります。【早期健全化基準：11.25%】

※**連結実質赤字比率**とは、公営企業会計を含む本市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入の資金不足額（実質赤字額）を標準財政規模の額で除した比率です。これが生じた場合には実質赤字額の生じている会計が存在し、かつ、それにより市全体の財政が赤字となっていることになり、当該会計の赤字額の早期解消を図る必要があります。【早期健全化基準：16.25%】

※**実質公債費比率**とは、一般会計等の支出のうち義務的に支出しなければならない経費である公債費や公債費に準じた経費（準元利償還金）を、標準財政規模を基本とした額で除した比率の3カ年の平均値です。公債費や公債費に準じた経費が増大すると短期間で削減することは困難であることから、一定額以上にならないようにすることが重要であり、この比率が高まると財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと、収支が悪化し赤字団体になる可能性があります。【早期健全化基準：25.0%】

※**将来負担比率**とは、一般会計等が将来負担することになっている実質的な負債にあたる額（将来負担額）を把握し、この将来負担額を標準財政規模を基本とした額で除した比率です。この比率が高い場合は一般財源規模に比べ将来負担額が大きいということであり、今後、財政の硬直化が進み財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。【早期健全化基準：350.0%】

※**資金不足比率**とは、資金不足比率は、一般会計等の実質赤字にあたる公営企業会計における資金不足額を、事業規模で除した比率であり、各公営企業における資金不足の状況を表したものです。この比率が高くなるほど当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しており、その解消が困難になってくるなど、公営企業として経営状況に問題があることとなります。

対象となる会計は、地方公営企業法の全部又は一部を適用する企業（法適用企業）と法適用企業以外の公営企業（法非適用企業）に係る特別会計であり、本市では水道事業会計及び病院事業会計（法適用企業）と下水道事業特別会計（法非適用企業）が該当します。【経営健全化基準：20.0%】

（注）令和元年度より、下水道会計が特別会計（法非適用企業）から企業会計（法適用企業）に移行しております。